

令和7年12月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	下山田 (下山田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月17日 (第7回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心経営体による水稻作付が広く行われている当該地域は、個人営農農業者も水稻を作付している者が多い。今後、集落内農業者の高齢化や獣害被害の拡大などにより離農地が発生した際、担い手への集積を円滑に進めることが課題になる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も継続して、中心経営体が水稻及び麦の二毛作を中心とした作付を行うとともに、離農する農家ののちを借り受けて経営規模の拡大と生産性の向上を図り、地域農業の持続的な発展を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農地が発生した際は、集約化を図った調整を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
広域的でより実効性の高い農地利用調整を、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借契約を積極的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
今のところ取組予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手は確保されている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今のところ予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--